

○越前市子ども・子育て会議設置規則

平成26年3月27日

規則第10号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項及び越前市附属機関設置条例(平成24年越前市条例第2号)第2条の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、越前市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(令5規則16・令6規則1・一部改正)

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員に関する事項
- (2) 地域型保育事業の利用定員に関する事項
- (3) 越前市子ども・子育て支援事業計画に関する事項
- (4) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条に定める市町村行動計画に基づく措置の実施状況
- (5) こども基本法(令和4年法律第77号)第10条第2項に定める市町村におけるこども施策についての計画に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項及び当該施策の実施状況

(令6規則1・追加)

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員21人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(令6規則1・旧第2条繰下)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(令6規則1・旧第3条線下)

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(令6規則1・旧第4条線下)

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(令6規則1・旧第5条線下)

(報酬)

第7条 委員の報酬は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年越前市条例第44号)及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則(平成24年越前市規則第13号)の定めるところによる。

(令6規則1・旧第6条線下)

(意見の聴取等)

第8条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(令6規則1・旧第7条線下)

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、越前市行政組織規則(平成17年越前市規則第10号)別表第5に定める課において処理する。

(令 6 規則 1・旧第 8 条繰下)

(その他)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(令 6 規則 1・旧第 9 条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(会議招集等の特例)

2 会長が互選されるまでの間、会議の招集及び運営は、市長が行う。

(越前市次世代育成推進協議会設置規則の廃止)

3 越前市次世代育成推進協議会設置規則(平成 24 年越前市規則第 30 号)は、廃止する。

附 則(令和 5 年 3 月 24 日規則第 16 号)

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 1 月 12 日規則第 1 号)

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。